# 埼玉医科大学国際医療センターのドクターカー運用に関する協定書

埼玉医科大学国際医療センター（以下「甲」という。）と、所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市を管轄する埼玉西部消防組合（以下「乙」という。）は、甲が所有するドクターカー（医師を救急現場に投入するものであり、患者搬送機能を有さない緊急車両「ラピッドカー」とも称す。）の運用に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が所有し運営するドクターカーに、甲の医師等が乗車し、救命処置等の必要な救急患者が発生した救急現場に出場して医療行為を行うとともに、災害現場において医師等と乙の隊員が連携し、地域住民の救命率の向上を図ることを目的とする。

（要請事項）

第２条　乙は次の場合、甲のドクターカーを要請することができる。乙の管轄する区域内で発生した次の緊急事象のうち、乙が必要と認めた事象とする。

（１）航空機、列車、交通事故及び災害・火災等による逃げ遅れ、多数傷病者の発生した事象並びに発生が予想される場合。

（２）その他の事象で、医師と医療スタッフ等が出場することによって、傷病者の救命に効果があると乙が判断した事象。

（要請方法）

第３条　乙が行う甲に対するドクターカーの要請は、緊急専用回線又は専用電話回線により行うものとする。

（要請時間帯）

第４条　ドクターカーの出場については、甲・乙いずれかのやむを得ない事由によりその運用を休止又は中止する場合を除き、乙が要請する時間を制限しない。

（休止の連絡）

第５条　甲が運用を休止する場合は、事前に日時と期間を乙に通知するものとする。

（運用の判断）

第６条　甲は乙から要請を受けた場合は、直ちにドクターカーの出場可否を決定し、速やかに乙に連絡しなければならない。

（乗務員）

第７条　ドクターカーに乗務する医師等は以下のとおりとする。

（１）救急医療に精通している医師（日本救急医学会救急科専門医等）

（２）救急医療に精通している看護師

（３）救急救命士の資格を有する者

（４）その他甲の病院長が認める者

（連携）

第８条　乙の要請に基づき、甲のドクターカーが出場した場合の乙との連携は、次のとおりとする。

（１）災害現場の統括は、乙の最高指揮者が行う。

（２）災害現場において、甲の医師、その他の現場に出場した職員は、乙の最高指揮者の指揮下で行動する。ただし、傷病者に対する医学的知見に基づいた医療行為に関する甲の医師からの申し出については、乙の最高指揮者はこれが遅滞なく円滑に実施されるよう努めなければならない。

（３）災害現場において、乙の救急救命士が甲の医師に対して救急救命士法（平成３年法律第３６号）第４４条に定める指示の要請をした場合、甲の医師は、必要な指示を行うものとする。

（４）甲の医師が医療行為を実施した場合の傷病者の管理は、収容先の医師に引き継ぐまで甲の責任に帰す。

（５）搬送先医療機関の決定は、原則として甲の医師が行うものとする。

（６）災害現場において、甲の医師は、乙の隊員との連携を密にして行動する。

（７）その他、やむを得ない事由により発生した事項については、その都度協議し対応するものとする。

（免責）

第９条　乙が行ったドクターカー出場要請に係る責任は不問とする。

（守秘義務）

第１０条　甲の医師等は、出場した災害現場その他、ドクターカーを運用した

際に知り得た個人情報、その他乙が部外秘としている事項等を漏らしてはならない。

（費用）

第１１条　ドクターカーの運用、車両整備、搭載資器材、医薬品等に係る維持経費は甲の負担とする。

（災害補償）

第１２条　災害補償や紛争に関しては、次のとおりとする。

（１）ドクターカー運用中に発生した交通事故に係る補償は、甲が加入する自動車保険をもって行う。

（２）甲の医師等が受傷した場合の当該医師等に対する災害補償は、甲の責任に帰するものとする。その他の問題については甲・乙協議し適切に解決する。

（３）第８条（７）の事由により、乙の隊員が甲の所有するドクターカーを扱った場合の事故等に係る補償等は、乙の規定に基づき行い、その他の事項についてはその都度協議し、甲はこれに協力する。

（疑義の決定等）

第１３条　この協定書に定めのない事項及び申し合わせの解釈に疑義が生じた場合は、甲・乙協議し決定するものとする。

（改廃）

第１４条　この協定の改廃は、甲・乙間の協定者の決議により行う。

（効力）

第１５条　この協定書は、施行の日から起算して１年を経過した日にその効力を失う。ただし、効力を失う１ヶ月前までに協定者から、改正又は廃止の意思がないときは、引き続き１年間効力を発するものとし、以後も同様とする。

上記協定の証として、本協定書を２通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各々１通を保有するものとする。

附則　この協定は平成２５年５月１日から施行する。

平成２５年５月１日

埼玉県日高市大字山根１３９７番地１

甲　埼玉医科大学国際医療センター

病　院　長　　小　　山　　勇　　公　印

所沢市けやき台一丁目１３番地の１１

乙　埼玉西部消防組合

消　防　長　　藤　宮　　直　樹　　公　印